

# Q3

自分にとってよりよいケアプランを選ぶために、複数の機関でケアプランを作ってもらうことはできますか。

**A**

ケアプランの作成は、利用者が、その希望や心身の状態にあった適切なサービスを利用できるように専門家が援助するものです。ケアプランを作成するかどうか、どのケアプラン作成機関（居宅介護支援事業者）に依頼するかも利用者の選択です。

したがって、権利の濫用にあたるようなことがなければ、ケアプラン作成機関を変えることも自由です。実際に、2ヶ所のケアプランを比較することもできますが、費用が支払われるのは、利用者が市町村に届け出た1ヶ所のケアプラン作成機関だけです。

ケアプランの作成は、



# Q4

介護保険がスタートしたのに保険料の請求がありません。どうなっているのでしょうか。

**A**

●65歳以上の人は、平成12年10月分から支払いが始まります。保険料の額は、あらかじめ本人あてに通知され、年間18万円以上の年金をもらっている人は、年金から天引きされることになっています。18万円未満の人や年度の途中に65歳になった人は個別払いになります。

●40歳から64歳までの人は、すでに医療保険料に介護保険料分が上乗せされています。お確かめください。

横芝町の国民健康保険に加入している人は、介護保険料分が国民健康保険税に上乗せされ、6月から1月まで（8期）に分けて課税されます。すでに納税通知書が届いていると思います。

保険料は大きく分けて、①65歳以上の人が支払う保険料②40歳から64歳の人が支払う保険料（介護納付金といいます。）の2つがあります。

